

第1章 生活の支援

1、生活の支援

【現状と課題】

●安心して暮らすことのできる地域社会

平成25年度に障害者総合支援法が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら安心して暮らすことのできる地域社会が求められています。

アンケートの結果においても、今後利用したい障害福祉サービスの中で、相談支援サービスの要望が最も多くなっています。また、自立訓練や就労支援などの生活を支援するサービスから共同生活援助や施設入所支援など住まいの場の提供まで要望は幅広くあります。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう総合的な支援体制が必要となります。

【施策の方向】

(1) 相談支援体制の構築

①障がい者やその家族等からの相談に応じ、そのニーズに対して関係機関と連携を図りながらチームで支援できる体制を作ります。

- ・自立支援協議会や障害福祉サービス事業所等の関係機関による連携会議の充実
- ・研修会、就労部会の開催

2、地域の支援

【現状と課題】

●ライフステージに添った多様なサービス

人生を通して直面する課題は移り変わり、本人をはじめ家族や周囲の人に対する支援も変化します。そのため、ライフステージに添ったニーズに対するオーダーメイドの支援を行うには、行政が提供する障害福祉サービスだけでは解決できないことも多く、多様なニーズに対応することができません。

障がい者が一人の人間として人権が尊重され、日常生活や社会生活を送れるように、障がい者のライフステージに応じた支援を行う必要があります。

このような支援を実現していくためには、障がい者本人の意向を尊重した上で、障害福祉サービスをはじめ様々な地域資源を活用することが必要になりま

す。そのためには、障がい者に関わる障害福祉サービス事業所だけではなく地域の支援者等とも連携することが不可欠になります。

●地域で生活するための環境づくり

障がいの重度化や介護を担ってきた家族の高齢化、地域移行の普及に伴い、居宅介護や生活介護、グループホームなどの障害福祉サービス利用のさらなる増加が予想されます。

障がい者が地域で生活するためには、障がい者や家族等のニーズ及び実態に応じた、住まいや日中活動の場及び在宅サービス等の環境を整備する必要があります。

●障がい児におけるサービス

障がい児を対象としたサービスは、平成24年度改正の「児童福祉法」により、障がい種別で分かれていた体系が一元化されました。また、新たに放課後等デイサービスや保育所等訪問支援といった新たなサービスが創設され、障がい児の支援体制の強化が図られています。

障がい児の成長に伴い、障がい児及び家族に対して適切な障害福祉サービスの支援を図り、療育支援に関する情報提供や相談支援を行います。

【施策の方向】

(1) サービスの充実と質の向上

①障がい者のニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実に努めます。

- ・ニーズに応じた障害福祉サービス提供や必要な情報の周知

②公的サービスをはじめ地域資源を活用し在宅生活を支えます。

- ・障害福祉サービス事業者とボランティアや民生委員などの地域の支援者との情報交換

③地域における居住支援の充実

- ・障がいの重度化、重複化及び高齢化に対応するグループホームの整備促進に関する働きかけ
- ・住宅改修などに対する相談支援の充実

(2) サービス提供するための環境づくり

①地域で障がい福祉サービスが利用できるように、障害福祉サービス事業所の整備促進に関する働きかけを行います。

- ・障害福祉サービス事業所の整備促進

(3) 障がい児支援の充実

①障がい児及び家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで療育支援等に関する情報提供や相談等の支援を行います。

- ・相談支援や情報提供による療育支援の充実

②関係法令に基づき、関係機関と連携し、指導や訓練の支援など発達段階に応じて、適切な障害福祉サービス等を提供します。

・療育支援のための、サービス提供の基盤整備と支援体制の促進

3、保健・医療

【現状と課題】

●地域で生活していくには

精神障害や医療的ケアを必要とする重度障害者の地域移行や地域定着を図るため、障害福祉サービスとともに訪問看護等の保健医療サービスの充実が求められています。

精神障害者が地域で生活していくためには、精神障害者への支援を地域において行うとともに地域資源を整備する必要があります。そのために、医療機関、保健所等との連携を促進していく必要があります。

●障がいの重度化、重複化予防に対する取り組み

社会生活からのストレスなどによる精神障害や生活習慣を起因とする病気などによる障がいの重度化、重複化が深刻となっています。

障がい者が身近な地域で障がいに応じてきめ細かで適切な医療やリハビリテーションを受けられるよう検討を行う必要があります。その際、特に、障がい者の高齢化や障がいの重度化・重複化の予防及びその対応にも留意する必要があります。

●疾病を予防するための健康づくり

身体障害や精神障害に関し、その要因が生活習慣を起因とする病気や社会生活におけるストレスなど身近にある場合も多く、増加傾向にあります。

障がい者に対する健康の保持・増進を図るため、障害福祉サービスと連携した健康づくりの推進を図る必要があります。また、障がいに起因しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と障がいとこれらの合併症に対する医療体制や相談支援の充実を図ることも必要です。

あわせて、障がいの原因となる疾病を予防するため、予防健診課との連携を行う必要があります。特に、生活習慣病予防やこころの健康づくりに必要な支援を受けられるように努めます。

●難病に関する相談支援

障害者総合支援法において、障がい者の範囲の見直しにより新たに難病等が追加されました。

難病患者に対し、相談支援に関する情報の提供や難病等の特性に配慮した福祉サービスの検討を行うことが必要です。地域で生活する難病患者の療養環境

や日常生活の質が確保されるよう、関係機関と連携していく必要があります。

【施策の方向】

（１）地域で生活していくための支援の充実

- ①医療機関、保健所等との連携を促進します。
- ②精神障害者が地域で生活できる社会資源の活用に努めます。
 - ・グループホームの整備
 - ・地域活動支援センター「みどり」の活用
 - ・古賀市障害者生活支援センター「咲」の活用

（２）障がいの重症化、重複化予防

- ①地域医療体制との連携を促進します。
 - ・医師会との連携、粕屋在宅医療ネットワークの活用
- ②関係機関との連携により障がいの重度化・重複化の予防に努めます。
- ③障がい者の高齢化への対応として介護予防講座や高齢者の地域支援ネットワークの活用を促進します。

（３）疾病の予防及び健康づくり

- ①各種がん検診、特定健康診査、基本健康診査等の受診を促進します。
- ②健康相談の活用を促進します。
- ③健康づくりや障がいの予防に関する情報提供・啓発を行います。

（４）難病に関する相談支援

- ①難病患者へ相談支援に関する情報提供を行います。
- ②医療機関、保健所、福岡県難病相談・支援センター等との連携に努めます。